

協議第14号

合併の期日について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	2 合併の期日
合併の期日は、平成18年 <u>2月6日</u> とする。	

「協議第14号 合併の期日について」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	2 合併の期日	
調整の内容	決定済	再提案
	合併の期日は、平成18年 <u>1月10日</u> とする。	合併の期日は、平成18年 <u>2月6日</u> とする。

留意事項	調整の具体的内容	
	決定済	再提案
<p>合併の期日については、以下の点を十分考慮し決定する必要がある。</p> <p>1 合併するためには、各町村議会における議決、北海道知事への合併申請書の提出、北海道議会による議決、知事の合併決定、総務大臣への届け出、総務大臣の官報告示など様々な手続きが定められており、相当の期間を要すること。</p> <p>2 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)においては、経過措置により、『平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。』となっていること。</p> <p>3 住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響(窓口での住民サービスに支障をきたすことのない電算システムの移行等)、合併に伴い予定される事務事業又は公的行事との関係、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案すること。</p>	<p><u>3</u> 町村議会における合併議決日以後、条例・規則等の制定準備、事務所の改修、町名変更に伴う各種印刷物の準備、電算システムの統合等、新町発足日に向け、一定の準備期間が必要となる。</p> <p>特に、電算システムの統合については、<u>9カ月</u>程度の準備期間が必要となるうえ、合併期日前の閉庁日に稼働テスト期間を置くことが好ましいことから、合併の期日は、平成18年<u>1月10日</u>とする。</p>	<p><u>2</u> 町村議会における合併議決日以後、条例・規則等の制定準備、事務所の改修、<u>忠類地域</u>における町名変更に伴う各種印刷物の準備、電算システムの統合等、新町発足日に向け、一定の準備期間が必要となる。</p> <p>特に、電算システムの統合については、<u>10カ月</u>程度の準備期間が必要となるうえ、合併期日前の閉庁日に稼働テスト期間を置くことが好ましいことから、合併の期日は、平成18年<u>2月6日</u>とする。</p>
<pre> graph LR     A[各町村議会の議決] --&gt; B[知事へ合併申請書の提出]     B --&gt; C[総務大臣への届け出 知事の合併決定 道議会による議決]     C --&gt; D[総務大臣による合併の告示]     D --&gt; E[新町誕生]             </pre>		

平成18年

1

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	